

世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成金交付申請書

世田谷区長 へ

私は下記の誓約・同意事項を読み、内容を理解し、遵守することを誓約のうえ、次のとおり、世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成金の交付を申請します。

住 所（郵便番号 — ） 世田谷区	電話番号（日中連絡の取れる番号） — —
フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日
世帯人数	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 一人暮らし以外（ 人暮らし）
自宅の間取り （記入例：1ルーム、2Kなど）	
自宅に係る契約状態 （注）賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず自宅の貸主（大家、管理会社等）にエアコンの設置工事について許可をもらってください。	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エアコンの設置状況について	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンが一台もない <input type="checkbox"/> 故障により使用できるエアコンが一台もない

誓約・同意事項

- (1) 申請時に世田谷区に住民登録があり、実際の居住地も同一である世帯です。
- (2) 住民税が非課税または均等割のみ課税の者のみで構成される世帯です※。
※申請日が令和8年6月30日以前の場合は令和7年度課税状況
申請日が令和8年7月1日以後の場合は令和8年度課税状況
- (3) 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるにもかかわらず、未申告の者はいません。
- (4) 住居が賃貸物件の場合は、家主等からエアコン設置について承諾を得ています。
- (5) 助成金で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- (6) 私及び世帯員は、世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定等に必要範囲で世田谷区が保有する住民基本台帳情報、世帯情報、税情報、生活保護の受給状況等の情報を利用することに同意します。また、世田谷区が保有する情報で確認ができない場合は、区の求めに応じ関係書類の提出を行います。
- (7) 訪問調査を実施する必要が生じた場合、受け入れることに同意します。
- (8) 本助成金支給後、申請内容に虚偽があることが判明した場合や、本助成金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、本助成金を返還します。